

入札監理小委員会における審議の結果報告

(厚生労働省 3 事業分)

厚生労働省のキャリア交流プラザ事業、人材銀行事業及び求人開拓事業の実施要項案についての審議結果を以下のとおり報告する。

1. キャリア交流プラザ事業実施要項案

(1) モデル事業からの反映事項

今回の対象事業では、モデル事業の内容を大きく変更する必要は無いとの説明であったが、モデル事業における入札及び事業の実施に当たり民間事業者等から指摘された事柄を踏まえ、以下の点を反映している。

モデル事業では、同月に多くの支援の期数が重なりすぎるとの指摘を踏まえて、期数の見直しを行った(18期/12ヶ月 14期/12ヶ月に変更)。

受託事業者においても自ら支援の対象となる者を探してくることを可能とした。

支援対象者の満足度アンケート調査において、労働局名、安定所長名の協力依頼文の同封することとした。

総合評価方式の必須項目(価格)と加点項目(質)の配点割合について、モデル事業では1期目10対2、2期目10対4としていたが、価格面が大きく影響するという状況を踏まえ、今回実施では、10対10と改善した。

その他

- ・運用面では、古いパソコン機器の更新を行った。
- ・十分な引継ぎ期間を確保した。

(2) サービスの質・創意工夫の発揮可能性等

サービスの質の設定と確保

【論点】

- ・要求水準を就職率55%とする根拠は何か、また、モデル事業の結果や地域差を考慮する必要はないか。

【対応】

要求水準である就職率55%は、国が実施していた際の実績を勘案して設定したものであり、モデル事業の結果から判断しても妥当な水準であるとの説明があった。また、就職率の成否は、地域差というよりも受託事業者の支援方法の違いによるところが大きいため、地域毎に就職率の要求水準を個別に設定する

必要は無いとの説明があった。

キャリア交流プラザ事業のサービスの質の設定のあり方については、今回はやむを得ないものと判断し、モデル事業の結果や今回の実績等を分析し、今後の入札等に反映して行くべき事項である旨を厚労省側と確認した。

入札金額と委託費の支払い方法等

【論点】

- ・ 要求水準を下回った場合の減額について設ける必要はないか。

【対応】

就職率 55%は、民間事業者が達成すべき水準として設定するものであり、これを達成できなかったからといって直ちに委託費の減額を行うべき最低基準というわけではない。一方、減額の根拠となる最低基準は、雇用失業情勢の変化等想定することが難しい要因も含まれているため設定が困難である。また、必ずしも民間事業者の責に寄らない要因の影響を受ける実績について減額を行うことは適当ではない。なお、サービスの質の担保については、毎月の報告を基に、必要な場合は民間事業者に対して必要な措置をとることで事業を適正に実施するような形で対応することとした、との説明があった。

(3) 入札参加資格

【論点】

- ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく一般事業主に係る雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していることを入札参加資格とするのは妥当か。

【対応】

基本的な労働法規を守れないと事業の遂行能力に問題があると考えられるので、入札参加資格としているもの。事業の性格から考えて必要と考えているものであり、他の市場化テスト事業にも同様にこの入札参加資格を要求するというわけではない、また、公共サービスを実施することとなる受託事業者は、事業を実施する中で、サービスの利用者に対し、職業安定関係の各法律の定めを遵守することを求める立場になるものであり、受託事業者自らも職業安定関係の各法律の義務を果たしていることが必要である事から、設けているとの説明があった。

(4) 落札者決定に当たっての評価方法等

【論点】

- ・ 必須審査項目と加点審査項目に同じような項目があげられているので、区別が不明瞭ではないか。

【対応】

必須審査項目については、実行可能性があるものについて基礎点を付与する。加点審査項目については、実行可能性があるものについて、それぞれのメニューごとにどれだけの効果が見込まれるかを評価するとの説明があった。

(5) 民間事業者が講ずべき措置

【論点】

- ・機構が民間事業者に対して、区分経理や収入支出経費の報告を求める理由は何か。また、区分経理を求めることは民間事業者にとって過剰な負担となっていないか。

【対応】

区分経理と記載した趣旨は、事業に係る経費の実態を把握するためのもので、会計上の厳密な区分経理を求めるものではないため、区分経理についての記載は「民間事業者は、委託事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理すること等により、委託事業に要した経費を把握するとともに、～」と修文を行った。

2. 人材銀行事業実施要項案

(1) サービスの質・創意工夫の発揮可能性等

サービスの質の設定と確保

【論点】

- ・要求水準を就職率 15%とする根拠は何か。また、地域差を考慮する必要はないか。

【対応】

平成 17 年度における人事銀行全体の就職率と今後の目標値を基準とし、これに雇用保険の被保険者数の割合を勘案し設定したもの。地域差については、各地域の就職率の違いは、実施方法によるところも大きいことから、平成 18 年度の国の目標の水準をベースに、全体の水準として設定した。

人材銀行事業のサービスの質の設定のあり方については、今回はやむを得ないものと判断し、今回の実績等を分析し、今後の入札等に反映して行くべき事項である旨を厚労省側と確認した。

入札金額と委託費の支払い方法等

【論点】

- ・要求水準を下回った場合の減額について設ける必要はないか。

【対応】

就職率 15%は、民間事業者が達成すべき水準として設定するものであり、これを達成できなかったからといって直ちに委託費の減額を行うべき最低基準というわけではない。一方、減額の根拠となる最低基準は、雇用失業情勢の変化等想定することが難しい要因も含まれているため設定が困難である。また、必ずしも民間事業者の責に寄らない要因の影響を受ける実績について減額を行うことは適当ではない。なお、サービスの質の担保については、毎月の報告を基に、必要な場合は民間事業者に対して必要な措置をとることで事業を適正に実施するような形で対応することとした、との説明があった。

(2) 入札参加資格及び

(3) 落札者決定に当たっての評価方法等

【論点】及び【対応】

キャリア交流プラザと同様である。

(4) 民間事業者が講ずべき措置

雇用形態に関する条件

【論点】

- ・「人材銀行事業の運営に当たっては、現行の人材銀行において国が配置している常勤職員数を下回らない数の正規雇用の者を専任として配置しなくてはならない」とあるが、「正規雇用」という雇用形態による縛りは必要か。

【対応】

トラブルが発生した際に迅速かつ適切に対応するには専任の正規職員の配置が不可欠であるとの考え方から、今回対象となった人材銀行については、これまで常勤職員を配置（H18年度実績：東京3人、神奈川2人、福岡2人）してきた。また、正規雇用を促進するという人材銀行事業の性格上、正規雇用者を確保することが必要とも考えている。具体的には、企画書に基づいて事業の実施体制を評価する中で判断する事項であり、国が配置する人数を下回る場合であっても、事業を適正かつ確実に実施できる体制か否かについての観点から評価することになる、との説明があった。

区分経理に関する条件

【論点】及び【対応】

キャリア交流プラザと同様である。

3. 求人開拓事業実施要項案

(1) モデル事業からの反映事項

今回の対象事業では、モデル事業の内容を大きく変更を行う必要は無いものとの説明であったが、モデル事業における入札及び事業の実施に当たり民間事業者等から指摘された事柄を踏まえ、以下の点を反映している。

事業実施に当たりより詳しい求人情報を民間事業者に提供できるよう、毎週ハローワーク・インターネット・サービスの中で公開している求人の情報を提供するとともに、そのハローワーク・インターネット・サービスが見られるようなパスワードを与えることとし、民間事業者への情報提供の充実を図ることとした。

民間事業者とハローワークが同じ事業所に行かないよう、ハローワークが行った個別求人開拓状況の申し合わせを行うこととした。

総合評価方式の必須項目（価格）と加点項目（質）の配点割合について、モデル事業では1期目10対2、2期目10対4としていたが、価格面が大きく影響するという状況を踏まえ、今回実施では、10対10と改善した。

(2) サービスの質・創意工夫の発揮可能性等

サービスの質の設定と確保

【論点】

- ・「開拓求人の充足数900人以上」という要求水準の根拠は何か。また、モデル事業の結果や地域差を考慮する必要はないか。

【対応】

H17年度モデル事業において、民間実施地域の比較対象となる国実施地域として十分な実績をあげるなどした兵庫神戸地域と鹿児島地域における実績（求人開拓推進員1人当たりの開拓求人充足数130人）に、国が自ら実施とした場合に配置される相談員の数（7人）を乗じて得られるものであるなどの説明があった。なお、地域差については、従来の実績をみると地域性というよりも実施方法の違いによるところが大きいとの説明があった。

説明に不十分な点はあるものの、今回はやむを得ないものと判断し、求人開拓事業のサービスの質の設定のあり方については、モデル事業の結果や今回の実績等を分析し、今後の入札等に反映して行くべき事項である旨を厚労省側と確認した。

入札金額と委託費の支払い方法等

【論点】

- ・要求水準を下回った場合の減額について設ける必要はないか。

【対応】

開拓求人の充足数 900 人以上は、民間事業者が達成すべき水準として設定するものであり、これを達成できなかったからといって直ちに委託費の減額を行うべき最低基準というわけではない。一方、減額の根拠となる最低基準は、雇用失業情勢の変化等想定することが難しい要因も含まれているため設定が困難である。また、必ずしも民間事業者の責に寄らない要因の影響を受ける実績について減額を行うことは適当ではない。なお、サービスの質の担保については、毎月の報告を基に、必要な場合は民間事業者に対して必要な措置をとることで事業を適正に実施するような形で対応することとした、との説明があった。

(3) 入札参加資格

(4) 落札者決定に当たっての評価方法等

【論点】及び【対応】

キャリア交流プラザと同様である。

(5) 民間事業者が講ずべき措置

自ら行う事業との関係

【論点】

- ・「求人開拓事業の実施に当たって、国との契約によらない自らの事業を行ってはならない」ことについての説明があったが、受託事業者の自社事業と合わせて求人開拓事業を実施することについて禁止する必要があるのか。

【対応】

実施要項において自らの業務と国との契約による業務の明確な「線引き」を書き分けることは困難であるため、入札広告後、入札参加希望者から問い合わせがあった場合には、国の委託費により公共サービスとして実施する本事業と、民間事業者が自らのために実施する事業の混同を避けるという趣旨を明確に示すとともに、事業実施にあたり個別具体的な疑義が生じた場合においては、国又は委託元の都道府県の労働局に問い合わせを行うことで対応することとするとの説明があった。なお、実施要項の該当事項について必要な修文を行った。

区分経理に関する条件

【論点】及び【対応】

キャリア交流プラザと同様である。

以上